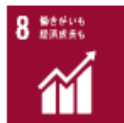


# News Letter

ニュースレター



2024 年 3 月 27 日



## 業績連動報酬制度の導入に関するお知らせ

名古屋銀行（頭取 藤原 一郎）は、本日開催の取締役会において、取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く。）および執行役員を対象とした「業績連動報酬制度」を 2024 年度から導入することを決議しましたので、お知らせします。

### 記

#### 1. 導入の目的

これまで当行取締役等への報酬は、基本となる固定報酬と中長期的な企業価値及び株主価値の持続的な向上をねらいに支給する譲渡制限付株式報酬により構成していましたが、このたび、経営計画に掲げる経営目標の達成に向けた業績向上のインセンティブ向上及び業績に対する経営責任を明確化する観点から、「業績連動報酬制度」を導入いたします。

これにより、当行取締役等に対する報酬は、月例固定報酬、業績連動報酬、譲渡制限付株式報酬により構成されることとなります。

#### 2. 制度の概要

##### (1)対象者

- ・取締役（監査等委員である取締役および社外取締役を除く）
- ・執行役員

##### (2)算定方法

経営計画等に掲げる財務目標（連結 ROE、コア業務純益）および非財務目標（ワークエンゲージメント）を指標として、指名報酬委員会があらかじめ定められた算定方法により各事業年度の業績評価を行い、業績連動報酬の総額を決定します。個人別の業績連動報酬額は、役位別に定められたポイント数をもとに、報酬総額を総ポイント数で按分して決定します。なお、報酬総額は、株主総会において決議された報酬の限度額は超えないものとします。

##### (3)支給方法

算定期間となる事業年度終了後に一時金として支給することとします。

以 上